

# キヤノン電子労働組合専従書記の地位保全等仮処分命令申立事件の 公正な審理を求める要請署名のお願い

キヤノン電子労働組合専従書記の解雇に対して、地位保全仮処分申立をしています眞壁です。私は、キヤノン電子労働組合に、専従書記として、直接、雇用されていました(キヤノン電子株式会社からの出向ではありません)。

私は、平成22年10月29日に、企業年金の給付減額に不同意の意見表明をしたことを最大の解雇理由として、懲戒手続を一切行わず、懲戒処分の解雇として、当日の解雇をされました。

翌11月に、地位保全仮処分申立をしましたが、平成23年9月7日、残念ながら、申立は全て却下されてしまいました。

即時抗告し、平成23年12月19日、平成24年2月3日、東京高等裁判所で審尋が二度行われ、終結し、3月中の決定を待つばかりとなっていました。

しかし、AIJ投資顧問の企業年金資金消失問題という、非常に残念な事件が発覚しました。この事件を契機に、現在、企業年金の問題が、大きくクローズアップされています。

本事件は、企業年金において、最も基本的な、加入者の権利及び保護に関する重大な事件です。

司法としても、本事件が、企業年金に関する重大な事件であることを認めて、慎重に、公正な審理をしなければならぬ、と判断したため、このたび、5月14日に、審尋が再開されることになりました。

整理すると、本事件は、懲戒処分の解雇であるにもかかわらず、懲戒手続が一切行われていない重大な手続違反があります。

また、本事件は、やむを得ない理由の無い、企業年金の給付減額の、労働条件の不利益変更に、不同意の意見表明をしたことを最大の解雇理由とする、前代未聞の解雇です。しかも、企業年金は、後払いの賃金である退職金であり、数々の税制上の優遇措置があり、企業は、非常に大きな金額の規模で、その税の恩恵を受けています。その代わりに、加入者の権利も、法令によって厳密に守られています。このことは、国が保障する年金制度に対する国民の信頼を根幹から失わせる可能性のある、看過し難いものです。

そもそも、労働組合が、正当な理由なく、労働者を解雇すること自体、社会的に許されることではありません。

本事件は、企業年金の加入者全ての権利及び保護に関わる事件であり、社会的にも大きな影響があるため、公正な審理を求める、署名の力が、極めて重要と考えています。

つきましては、大変お忙しいところ、誠に申し訳ありませんが、「キヤノン電子労働組合専従書記の地位保全等仮処分命令申立事件の公正な審理を求める要請署名」に、どうか温かいご支援を賜りますよう、宜しくお願い致します。

誠に勝手ながら、5月10日を集約日とさせていただきたいと思っております。宜しくお願い致します。

平成24年4月15日

眞壁 とし子

〒369-1304

埼玉県秩父郡長瀨町本野上148-1ロジューマン長瀨200

電話 0494-66-1001

Eメール makabet@apost.plala.or.jp

年金解雇 <http://nenkin-kaiko.angry.jp/>